

国士舘大学大学院 学位論文評価基準

制定 令和2年4月1日

国士舘大学学位規程が求める申請要件を満たし、当該研究科および当該専攻が定める手続きの下、提出された学位申請論文は、以下に示す基準に従って評価される。

1. 修士課程 修士論文

(1) 修士論文提出までの手順

修士の学位申請をしようとする者は、修士論文提出までに、演習等において研究報告を行い、指導教授による指導を受ける。それをもとに題名登録を行い、指導教授による査読を経て指定期日までに修士論文を提出するものとする。

(2) 審査体制

研究科は、修士論文審査に当たる主査1名、副査2名等を定める。学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、および口頭試問・公聴会を受ける。基準の各項目は、提出された当該論文の目的と性格に応じて適宜用いるものとし、具体的な合否判定基準（審査所見、段階制、ポイント制）は、各研究科で定めるものとする。

(3) 修士論文評価の基準

①設定された問題の意義

テーマ設定、問題の立て方などが学問的に意義深いか。

②研究を方向づける理論枠組みと方法論

一定の合理的な方法論に拠って論述されているか。

③収集されたデータ（情報）の質と量

調査や資料収集、聞き取り等が、研究テーマとの関連で必要十分な形でなされているか。
データ（情報）の整理・処理は適切になされているか。

④導出された分析結果

学術的価値のある結果が導出されているか。設定されたテーマについて、必要にして十分な論述内容をもっているか。

⑤論文の論理的構成

設定された理論的枠組みと方法に則って、首尾一貫した論理で論文全体が構成されているか。

⑥論述の明解さと形式の整合性

表現や用語が論文にふさわしいレベルに達しているか。記述の仕方は明解で分かりやすいものか。参考文献、注釈の取り扱いにおいて、学術論文に必要とされる形式が整っているか。

⑦言語・外国語の扱い

対象とする言語の扱いは適切であるか。外国語文献・資料は、既存翻訳利用であるのか、独自の翻訳であるのかの別を明らかにしているか。

2. 博士課程 博士論文

(1) 博士論文提出までの手順

博士の学位申請をしようとする者は、博士論文提出までに、研究科による「博士候補者資格検定」に合格した上で、演習等において研究報告を行い、指導教授による指導を受ける。それをもとに題名登録を行い、指導教授による査読を経て指定期日までに博士論文を提出するものとする。

(2) 審査体制

研究科は、博士の学位申請に対し、審査委員による博士論文事前審査を経てその受理の可否を当該博士課程委員会で決定し、審査に当たる主査1名、副査2名以上（学内外）を定める。

学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、および公開の口頭試問・公聴会を受ける。基準の各項目は、提出された当該論文の目的と性格に応じて適宜、用いるものとし、具体的な合否判定基準（審査所見、段階制、ポイント制）は、各研究科博士課程委員会で定めるものとし、博士学位判定は大学院学則第53条に示す無記名投票による。

(3) 博士論文評価の基準

①設定された問題の意義

テーマ設定、問題の立て方などが学問的に意義深いか。

②研究を方向づける理論的枠組みと方法論

一定の合理的な方法論に拠って論述されているか。

③収集されたデータ（情報）の質と量

社会調査や資料収集、聞き取り等が、研究テーマとの関連で必要十分な形でなされているか。

データ（情報）の整理・処理は適切になされているか。

④導出された分析結果

学術的価値のある結果が導出されているか。設定されたテーマについて、必要にして十分な論述内容をもっているか。

⑤論文の論理的構成

設定された理論的枠組みと方法に則って、首尾一貫した論理で論文全体が構成されているか。

⑥論述の明解さと形式の整合性

表現や用語が論文にふさわしいレベルに達しているか。記述の仕方は明解で分かりやすいものか。参考文献、注釈の取り扱いにおいて、学術論文に必要とされる形式が整っているか。

⑦学術的貢献

論文の成果が当該学問領域における研究業績・知見を増すものであるか。広く学術的に共有されうるような一般性、普遍性をもった知見を提供しているか。

⑧言語・外国語の扱い

対象とする言語の扱いは適切であるか。外国語文献・資料は、既存翻訳利用であるのか、独自の翻訳であるのかの別を明らかにしているか。

*本学大学院研究科博士課程を経ない者、または同課程にて所定の修業年限以上在学して単位修得のうえ退学後、再入学をしない者で、博士学位請求論文の提出を検討している場合は、提出要領等について事前に大学院課事務室へ相談すること。

以 上